

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人のA石材(株)における資格取得日は、昭和44年10月1日であると認められることから、当該資格取得日に係る記録を訂正し、同年10月の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が確認できない旨の回答をもらったが納得できない。

私は、昭和44年9月ごろからA石材(株)に勤務しており、同年10月及び同年11月分の給料支払明細書には、厚生年金保険料の控除額が記載されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A石材(株)が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和44年11月10日であることから、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当していないが、法人登記簿の謄本により、同社が同年8月6日付けで設立されていたことが確認できる上、会社設立時の取締役が、「申立期間当時、従業員が5人以上いた。」と供述していることから、同社は申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人A公社B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和23年5月31日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額については、22年5月から同年8月までの期間は240円、同年9月から23年4月までの期間は600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月31日から23年5月31日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和22年5月31日から23年5月31日まで加入記録が無い旨の回答をもらった。
昭和21年2月1日から24年5月15日まで財団法人A公社に勤務しており、勤務場所の異動はあったものの、継続して勤務していたため、1年間の空白があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する財団法人A公社C事務所及び同公社B事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人は、同公社B事務所において昭和22年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月31日に被保険者資格を喪失後、23年5月31日に同公社C事務所において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、申立人が申立期間において同公社D事務所で継続して勤務していた事実を確認できる資料は無いものの、複数の同僚から「申立人が昭和21年ころから24年ころまでの3年間同公社に継続して勤務していた。」とする旨の供述が得られたほか、申立人及び申立人の同僚が供述する『申立期間当時、同一業務に従事していた従業員数』と『同公社C事務所及び同公社B事務所の厚

生年金保険被保険者数』がおおむね一致する上、申立期間及び申立期間前後で申立人を除く同公社C事務所、同公社B事務所及び同公社E支社のすべての厚生年金保険被保険者の加入記録に空白期間が見られないことから、申立人が、申立期間において同公社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する同公社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同僚の記録から、昭和22年5月から同年8月までの期間は240円、同年9月から23年4月までの期間は600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の(株)Aにおける資格取得日に係る記録を同年4月8日に、資格喪失日に係る記録を同年10月11日とし、当該期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和51年4月から同年9月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

昭和51年4月ころに(株)Aに入社した。コンピューターで売上傳票等を作成していた。申立期間当時既に入社していた同僚とは今でも交流がある。その同僚は厚生年金保険に加入している。申立期間当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかについては関心が無く、はっきりとは覚えていないが、同社には2年間ぐらいは勤務していたはずであり、その間厚生年金保険に加入していないのはおかしいと思う。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から申立人が、昭和51年4月8日から同年10月10日まで、(株)Aに勤務していたことが確認できる。

また、(株)Aの事業主が作成した社会保険台帳(一覧表)に記録がある申立人の前後40人について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の加入状況をみると、全員が加入している上、事業主は、「入社時に短時間・短期間の者を除き厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と供述していることから、申立人のみが同保険に加入していないのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する(株) A の同僚の昭和 51 年 4 月における記録から、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、上記期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 6 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらったが、納得できない。

地区婦人会の世話人から勧められ、昭和 36 年ころ義母が私と義弟の分を一緒に国民年金の加入手続をしたと思う。国民年金保険料については、地区婦人会の世話人が毎月集金に来ていたので自分で納付した。

一緒に国民年金に加入した義弟の納付状況も確認して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、国民年金制度発足当初から義弟と共に国民年金に加入したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立期間当時加入手続をしたとする申立人の義母は、既に死亡しておりその状況を聴取することができない上、国民年金保険料は、申立人自身が地区婦人会の世話人に毎月支払ってきたとしているが、申立期間当時の納付方法について記憶が曖昧であり、申立期間に係る加入状況、納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和 48 年 7 月 20 日に国民年金の任意加入の被保険者資格を取得していることが申立人の国民年金手帳及び市の国民年金被保険者名簿において確認できる上、申立人が主張する申立期間は未加入の期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人が所持している国民年金手帳の昭和 48 年度の印紙検認記録欄には、48 年 4 月から同年 6 月までの欄には検認は無く斜線が引かれ、同年 7 月から 49 年 3 月までの欄には検認の押印がある上、

48年7月の欄には「所得比例始期 48年7月」の表示が確認できることから、申立人は、この時点から国民年金保険料の納付を始めたものと考えられる。

加えて、申立人が一緒に加入手続きをしたとする申立人の義弟は、国民年金制度が発足する前の準備期間である昭和35年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間の一部は義弟も未納となっている上、義弟には44年6月14日に国民年金手帳が再交付されており、資格取得等の記録が確認できたことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 1 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、申立期間当時、A鉄道B支社（現在は、C鉄道（株）。以下同じ。）D機関区で臨時雇用員として車輛の整備をしており、給与から厚生年金保険料を控除（金額は不明）されていた。

このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C鉄道（株）が保管している申立人の履歴票から、申立人が、申立期間のうち、昭和 43 年 11 月 15 日から 44 年 1 月 31 日までの期間については、A鉄道B支社D機関区整備掛で臨時雇用員として勤務していたことが確認できるが、43 年 5 月 1 日から同年 11 月 14 日までの期間については、申立人の履歴票に勤務記録が無い上、申立人がA鉄道B支社D機関区で勤務していたことを推認できる同僚の供述も得られない。

また、旧A鉄道の清算事業を所管している独立行政法人E清算事業管理部では、申立期間当時の厚生年金保険に係る資料を旧A鉄道から一切承継していないこと、及びC鉄道（株）では、申立期間当時の厚生年金保険に係る資料を廃棄しており、申立期間当時、厚生年金保険関係の業務を担当していた職員の氏名及び連絡先が不明であることから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人が氏名を記憶している同僚7人の中でA鉄道B支社D機関区

において申立期間前後に臨時雇用員として勤務していたと供述している4人のうち、3人が厚生年金保険に未加入又は一部未加入となっていることから、申立期間当時、事業主は、臨時雇用員については、必ずしも勤務期間のすべてについて厚生年金保険に加入させていなかった事実がうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管するA鉄道B支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が申立期間直後の昭和44年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録があるが、申立期間及びその直前の期間（昭和43年3月1日から44年1月4日まで）に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できない。

また、雇用保険の記録においても、申立人の加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険期間照会の結果、A 県立 B 病院に日々雇用職員として勤務していた昭和 36 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

年金裁定の際に、社会保険庁の記録では昭和 36 年 3 月から共済年金保険に加入となっていたが、実際の共済年金保険への加入は、A 県の正規職員になった同年 7 月であると聞いたので、それなら同年 3 月から 6 月までは、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県立 B 病院発行の「在籍証明書」及び同僚の供述から、申立人が申立期間に、同病院において「日々雇用職員」として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 県立 B 病院の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の同病院での健康保険厚生年金保険の被保険者の資格取得日は、昭和 36 年 6 月 1 日となっていることが確認できる上、申立人と同時期に同病院に准看護師として採用された同僚 5 人について、採用年月日と厚生年金保険被保険者原票における同保険の資格取得日について検証したところ、うち 1 人については、採用年月日が確認できないものの、申立人と同日（同年 3 月 1 日）に採用された 2 人、同年 1 月 1 日に採用された 2 人を含む 5 人すべてが申立人と同じ同年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、A 県立 B 病院は、申立期間当時の「日々雇用職員」の健康保険厚生年金保険の取扱状況について、「書類保存期限が超過しているため提出した資料

以外は残存しておらず、また、当時の状況を知る職員も在職していないため不明。」としており、申立内容を確認できる関連資料及び給与からの厚生年金保険料控除に関する供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。